

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条に基づく法定備置書類)

2019 年 12 月 24 日

日本電産株式会社

2019 年 12 月 24 日

株式交換に係る事前開示事項

京都市南区久世殿城町 338 番地

日本電産株式会社

代表取締役社長執行役員（最高執行責任者）吉本 浩之

当社は、2020 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、日本電産エレシス株式会社（以下、「日本電産エレシス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行います。会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照ください。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

①本株式交換に係る割当ての内容

日本電産エレシスの普通株式を有する株主のうち、当社を除く唯一の株主である日本電産マシナリー株式会社（以下、「日本電産マシナリー」といいます。）に対して、その保有する日本電産エレシスの普通株式の全部に代えて、金 1,560,000,000 円を交付します。

②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

本株式交換に係る割当ての内容の算出にあたっては、当社は両社から独立した第三者算定機関である KPMG 税理士法人（以下、「KPMG」といいます。）に日本電産エレシスの普通株式の株式価値評価を依頼いたしました。

KPMG は、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用して日本電産エレシスの普通株式の価値を算定しております。

当社及び日本電産エレシスは、かかる独立した第三者機関による株式価値算定結果を参考に両社間における協議を行い、日本電産マシナリーに対して、その保有する日本電産エ

レシスの普通株式の全部に代えて、金 1,560,000,000 円を交付することを決定いたしました。

なお、株価算定の前提とした財務予測において、大幅な増減益は見込まれておりません。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 をご参照ください。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

（1）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①コンプレッサー事業の譲渡

2019 年 4 月 12 日開催の臨時取締役会決議に基づき、当社は、子会社である Nidec Europe B.V. 及び Nidec Americas Holding Corporation が保有するコンプレッサー事業（以下、「セコップ」といいます。）を、Orlando Management AG が投資助言する ESSVP IV L.P.、ESSVP IV（Structured）L.P. 及び Silenos GmbH & Co. KG に譲渡することを決定し、株式譲渡契約等を締結いたしました。なお、9 月にセコップの株式譲渡を完了しております。

②コンプレッサー事業エンブラコの株式取得

当社は、2019 年 6 月 26 日付欧州委員会の認可に伴い、ワールプール社の保有するコンプレッサー事業エンブラコの株式取得を完了いたしました。

③第8回無担保社債（社債間限定同順位特約付）発行

2019年7月12日、当社は国内社債の発行登録（発行予定額3,000億円、有効期限2020年4月4日）に基づき、普通社債（総額1,000億円）の発行を決定いたしました。

④オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社の株式取得

当社は、2019年10月31日付で、オムロン株式会社から自動車向け車載電装部品の製造・販売を手掛けるオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社の株式取得を完了いたしました。

⑤トラクションモータに関する合弁会社設立

当社は、2019年10月30日付で、広州汽車グループの広汽零部件有限公司と自動車向けトラクションモータに関する合弁会社設立の手続きを完了いたしました。

⑥国内無担保普通社債（グリーンボンド）発行

当社は、2019年11月9日開催の取締役会において、国内無担保普通社債（グリーンボンド）の発行について決議いたしました。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

本株式交換後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本株式交換後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本株式交換の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに問題はありません。

以上

株式交換契約書

日本電産株式会社（以下「甲」という）及び日本電産エレシス株式会社（以下「乙」という）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く）の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲

- ①商号：日本電産株式会社
- ②住所：京都府京都市南区久世殿城町 338 番地

(2)乙

- ①商号：日本電産エレシス株式会社
- ②住所：神奈川県川崎市幸区新川崎 2-8

第3条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2020年2月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する金銭の額及びその割当てに関する事項）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く）の全部を取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記録された株主のうち、甲を除く唯一の株主となる日本電産マシナリー株式会社に対し、その保有する乙の普通株式の全部に変えて、金 1,560,000,000 円を割当交付する。

第5条（承認の手続）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は、効力発生日までに、甲の株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき乙の株主総会の決議による

承認を得ないで、本件株式交換を行うものとする。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、これを定める。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

2019年12月7日

甲

所在地： 京都府京都市南区久世殿城町 338 番地

会社名： 日本電産株式会社

役 職： 代表取締役社長執行役員（最高執行責任者）

氏 名： 吉本 浩之



乙

所在地： 神奈川県川崎市幸区新川崎 2-8

会社名： 日本電産エレシス株式会社

役 職： 代表取締役社長

氏 名： 武部 克彦



第 23 期 事業報告

2018 年 4 月 1 日から

2019 年 3 月 31 日まで

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

日本電産エレシス株式会社

事業報告

（ 自 2018 年 4 月 1 日
至 2019 年 3 月 31 日 ）

1. 株式会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社を取りまく経営環境を見ますと、日本の景気は 2020 年の東京五輪効果による内需拡大もあり、緩やかな回復基調を維持し、企業活動は底堅く、家計消費動向も雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しを続けています。一方で、米中間の通商問題の動向、中国経済の動向、アメリカの金融引き締め、英国の EU 離脱の動向については、今後の世界経済へ与える影響として懸念されております。

自動車業界においては、お客様である完成車メーカーやシステムメーカーの動向を見ますと、軽自動車やハイブリッド車などのスモールカーやエコカーが依然として販売の中心となるものの、全世界で急速な拡大が予想される「電動化」や、安全安心のための「知能化」技術への傾倒が進み、これらの技術革新へ対応するため、完成車メーカーの合従連衡や異業種の参入が進み、大きな転換期を迎えております。システムメーカーにおいても同様に、次世代技術の覇権を狙った合従連衡が盛んとなり、ますますメガサプライヤーの地位台頭が加速し、競争が激化しております。

このような経営環境の中で当社は、ホンダ様向けビジネス減少による売上減少があるものの、第六次中期経営方針として、「強い企業体質・強い製品で成長軌道に乗せる」を掲げ、それを実現すべく、戦略テーマとして、①『営業利益 15%体質定着化』、②『売上 1000 億へ向けた成長』、③『競争力強化の為の体質強化』、④『働き方改革・生産性 2 倍』を展開して参りました。

- ①『営業利益 15%体質定着化』では、「売上高材外費率」や、「資材(直材+仕入)年次 CD 率」の低減を目標に、TOP 交渉キャンペーンや価格値上げ申請ディフェンスを強力に展開するものの、電子部品市場活況による需給問題もあり目標未達成となりました。今後は TOP 交渉継続に加え、親会社と連携し、グローバルベースでの CD 管理強化を図り、Nidec グループ一体となって推進強化を図っていきます。「売上高加工費率(内作・製造間接)」としては、LCA 稼働及び導入遅れや、減収による固定費未回収(直接要員過多)により目標は未達となりました。今後は、LCA 稼働加速、IoT/ERP・RPA 効率化を推進します。「新機種目標 GP 率」としては、下期評価会機種 7 機種中、中国 EPS、2 輪サス ECU、e-Tas の 3 機種が目標達成し、全体の目標 GP 率も達成しました。今後はトラクションインバ

ータの GP 率改善を加速します。「売上高開発費回収率」としては、台湾裕隆向け ADAS や NK35A の開発費大型回収により、目標達成しました。

「売上高投入開発費率」としては、トラクションインバータの開発投資が増加したことと、売上高の減収により目標未達成となりました。今後は開発効率アップを推進いたします。「製品売価維持率」は、LTA 及び将来ビジネスを勘案した一時金支払い等を行った為、目標未達成であります。

- ② 『売上 1000 億へ向けた成長』のため、受注活動を展開しましたが、景気減速、受注額確度読み間違い（鵜呑み、洞察不足）により目標未達成となりました。今後はトラクションインバータ受注を中心に挽回を図ります。
- ③ 『競争力強化の為に体質強化』では、「CCC 日数」として目標 48.6 日に対し、実績 48.1 日で達成することができました。これは、支払延伸実施や「在庫保有日数」の削減によるものです。「実効税率」は、拠点間利益配分見直しを実施し、目標達成しました。「開発費当たり特許件数」では、EPS 他で 107 件の特許申請し、目標達成となりました。「搬入不良率」及び「市場不良率」はいずれも目標を達成いたしました。「新卒採用数」は、目標 50 名に対し、実績 51 名で目標達成しました。
- ④ 『働き方改革・生産性 2 倍』では、「(当年+3 年)新規受注額(A ランクのみ)/開発工数の向上」としては、前年比+10%の目標に対し、実績+3%で未達成となりました。これは、効率改善はあるものの、確定受注が減ったことやトラクション開発工数増によるものです。「付加価値/国内総労働時間(開発除く)の向上」としては、EPS/ブレーキ ECU 海外生産移管による日本の付加価値減少に対し、工数削減が遅延したことにより、目標未達となりました。19 年度は LCA の更なる推進、製造固定費削減を推進して参ります。

以上の結果、当事業年度の業績は

売 上 高	23,690 百万円	(対前期比 21%減少)
営 業 損 失	44 百万円	(対前期比 101%減少)
経 常 損 失	72 百万円	(対前期比 102%減少)
当期純損失	377 百万円	(対前期比 115%減少)

となりました。

売上高の前事業年度に対する状況は次のとおりです。

製品区分			相手先	第22期		第23期	
				(2017年4月1日～2018年3月31日)		(2018年4月1日～2019年3月31日)	
				金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
製品合計	ABS・VSA	ホンダGr	3,770	19.8	3,903	26.4	
		ホンダGr外	236	1.2	259	1.8	
	乗員検知	ホンダGr	186	1.0	45	0.3	
	EPS	ホンダGr	3,608	18.9	2,325	15.8	
		ホンダGr外	567	3.0	465	3.2	
	ADAS	ホンダGr	4,695	24.6	4,358	29.6	
		ホンダGr外	5,498	28.8	3,279	22.2	
	その他	ホンダGr	520	2.7	99	0.7	
		ホンダGr外	2	0.0	3	0.0	
	製品合計	ホンダGr 計	12,781	67.0	10,732	72.8	
		ホンダGr外 計	6,304	33.0	4,008	27.2	
		合 計	19,085	100.0	14,740	100.0	
その他			11,057	—	8,950	—	
総 合 計			30,142	—	23,690	—	

(注)

A B S (Anti-lock Brake System) 急制動時車輪ロック防止装置

V S A (Vehicle Stability Assist) 挙動安定化装置

E S B (Electric Servo Brake) モータ回生協調制御ブレーキ

E P S (Electric Power Steering System) 電動アシストパワーステアリング

A D A S (Advanced Driver Assistance System) 先進運転支援システム

ミリ波レーダーやカメラユニットなどにより、自動ブレーキや車間維持、ステアリング制御などを行い、運転を支援する。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度中は、新株式発行及び長期借入金による資金調達は行っておりません。

② 設備投資

当事業年度の設備投資総額は185百万円であり、その内容は次の通りです。

投資区分	金額(百万円)
機 械 及 び 装 置	94
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	89
合 計	185

(3) 財産及び損益の状況

項 目	第 2 0 期 (2015年4月1日 ～2016年3月31日)	第 2 1 期 (2016年4月1日 ～2017年3月31日)	第 2 2 期 (2017年4月1日 ～2018年3月31日)	第 2 3 期 (2018年4月1日 ～2019年3月31日)
売 上 高 (千円)	37,901,828	36,058,304	30,142,573	23,690,851
経常利益(損失) (千円)	3,573,819	3,870,013	3,445,478	△ 72,101
当期純利益(損失) (千円)	2,910,765	3,006,378	2,528,976	△ 377,726
1株当たり当期純利益(損失) (円)	40,427.30	41,755.25	35,124.67	△ 5,246.21
資 本 金 (千円)	1,950,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000
総 資 産 (千円)	23,303,882	24,050,902	24,339,751	20,738,432
純 資 産 (千円)	13,785,412	15,430,990	16,267,967	13,363,040

(4) 対処すべき課題

経営環境としては、日本経済は2020年の東京五輪効果による内需拡大や、世界経済拡大による輸出増など、緩やかな回復基調を維持すると見られておりますが、一方では、景気の先行指標と言われている北米の自動車販売台数がピークアウトしております。さらに米中貿易戦争や、中国の景気減速懸念、アメリカの金融引き締め、英国のEU離脱問題、中東や朝鮮半島の政情不安の影響など、世界経済へのリスクもあり、経営環境は、今後厳しくなると予想されております。自動車業界においては、今後急速に拡大が予想される「電動化」や、安全安心対応のための「知能化」技術開発が喫緊の課題であり、完成車メーカーの合従連衡や異業種の参入が加速、システムとしての提案力に優れ、グローバルに供給できるメガサプライヤーがますます台頭しております。そうした中、当社は、EPSやブレーキ系商品といった電動化商品のコモディティ化の進行や、価格競争激化に対処し、競争力のある商品の強化を行って参ります。一方、ミリ波やカメラを中心とした安全安心領域の知能化製品は、急速な適用拡大による競争激化が起きており、より競争力のある商品の開発・新規顧客の開拓を進めて参ります。また、今後の市場規模拡大が予想されるトラクションモーターインバータ事業は、Nidecグループ一体でのコスト半減活動や、開発スピード及び効率の向上を行い、今後の主力事業への成長が、最重要課題となります。

このような経営環境におかれた第六次中期最終の三年目にあたり、中期方針として「強い企業体質・強い製品で成長軌道に乗せる」を掲げ、以下項目において年度毎に目標値を設定し、活動して参ります。

- ① 営業利益 15%体質定着化
 - － 1. 売上高材外費率
 - － 2. 売上高加工費率（内作・製造間接）
 - － 3. 資材(直材＋仕入)年次 CD 率
 - － 4. 新機種目標 GP 率
 - － 5. 売上高開発費回収率
 - － 6. 売上高投入開発費率
 - － 7. 製品売価維持率
- ② 売上 1000 億へ向けた成長
 - － 1. 車載製品受注
- ③ 競争力強化の為の体質強化
 - － 1. C C C 日数
 - － 2. 実効税率
 - － 3. 開発費当たり特許件数
 - － 4. 在庫保有日数
 - － 5. 搬入不良率
 - － 6. 市場不良率
 - － 7. 新卒採用数
- ④ 働き方改革・生産性 2 倍
 - － 1. (当年＋ 3 年)新規受注額(確定のみ)/開発総時間
 - － 2. 国内 G P /国内総労働時間(開発除く)

以上のような企業活動全体を通した取り組みを行い、高い競争力を創造し続ける先進創造企業として、世界トップレベルのエレクトロニクス・システムメーカーを目指していく所存でございます。

（５）主要な事業内容（2019 年 3 月 31 日現在）

当社は自動車用電子制御部品装置の開発・製造及び販売を主に、これに関連する事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本 社 ・ 川 崎 事 業 所	神奈川県川崎市幸区
宇 都 宮 事 業 所	栃木県宇都宮市
宇 都 宮 開 発 セ ン タ ー	栃木県宇都宮市

(7) 重要な借入先及び借入額 (2019 年 3 月 31 日現在)

当事業年度中は、新株式発行及び長期借入金による資金調達は行っておりません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2019 年 3 月 31 日現在)

氏 名	地 位
吉 本 浩 之	取 締 役 会 長
武 部 克 彦	○ 取 締 役 社 長
佐 伯 温	取 締 役 常 務 執 行 役 員
斉 藤 利 志 樹	取 締 役 常 務 執 行 役 員
阿 部 宏 産 ^早	取 締 役 常 務 執 行 役 員
北 尾 宜 久	取 締 役
中 島 豊 平	取 締 役
島 田 欽 也	常 勤 監 査 役
平 山 雅 也	監 査 役

(注) 1. ○印は、代表取締役です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の総額	
		固定報酬	業績連動報酬
取 締 役	4 人	87 百万円	4 百万円
監 査 役	1 人	13 百万円	一百万円
計	5 人	100 百万円	4 百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注) 2. 2018 年 6 月に開催した定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されております。上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

3. 会計監査人に関する事項

名 称 PwC 京都監査法人

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

会社法（2005 年法律第 86 号）第 362 条第 4 項第 6 号及び第 5 項に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なもの」として法務省令で定める体制整備に関し、2006 年の取締役会に於いて決議、2013 年の取締役会に於いて基本方針を改定いたしました。その後、「会社法の一部を改正する法律」（2014 年法律第 90 号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同年法律第 91 号）が 2014 年 6 月 27 日に公布され、2015 年 5 月 1 日付で施行されることとなったことから、当社及び当社子会社からなる企業集団における業務執行の更なる公正性、透明性、効率性、適正確保するための体制として、基本方針を改定いたしました。

決議事項は次のとおりであります。

- 1、 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2、 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3、 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する体制
- 4、 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5、 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
- 6、 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 7、 取締役及び執行役員又は使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 8、 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制及び通報者保護の体制
- 9、 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 10、 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の運用状況の概要

- 1、 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより、社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく、以下のコンプライアンス体制を確保しております。

- (1) 取締役及び従業員が共有する行動指針として、法令及び社内規則の遵守等について規定した「コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。
- (2) コンプライアンス意識の向上を図るために、コンプライアンス研修を実施しております。
- (3) コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役として、コンプライアンスオフィサーを任命するとともに、「コンプライアンス委員会」や「企業倫理改善窓口」など、コンプライアンス体制の整備を行っております。

また、コンプライアンス徹底のために、日本電産グループ全社を対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）も活用できるようにし、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励するとともに、通報者の保護を図っております。

コンプライアンス違反が発生した場合には、コンプライアンス委員会により調査し、再発防止を図っております。

- (4) 日本電産グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、日本電産本社各部門からの内部統制システム構築に係るアドバイスも受けながら、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。
- (5) 内部監査部門では、日本電産及び会計監査人と連携して SOX 監査

を実施し、業務改善策の指導及び支援助言を受けながら、適法・適正なコンプライアンス体制確保に努めております。

2、取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査役は常時閲覧可能としております。

3、当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社は、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会及び同事務局を設置し、日本電産グループの1社として、日本電産本社リスク管理室とも連携を取って危機管理に当たっております。リスク管理委員会は代表取締役社長の下に設置し、リスクマネジメントオフィサーを任命し、年度方針を策定し、その下に当社各部門長及び当社子会社各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行しております。

また、日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要になった際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を制定致しております。

なお、事業継続のリスクについては、日本電産本社リスク管理室とも連携を取り、年1回のBCP訓練を実施しております。

4、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社では、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲しています。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行っております。
- (2) 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行っております。
- (3) 当社グループは、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」及び「決裁権限基準」の設定を行っております。
- (4) 当社グループは、重要な情報については、毎週開催される常勤取締役によるマネジメントミーティング、月次拠点会議、月次生産会議等で迅速に報告・討議・共有し、日々の業務に活用しております。

5、 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- (1) 当社取締役は、当社子会社各社のマネージメントミーティング、月次拠点会議、月次生産会議に出席し、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施しております。
- (2) 当社取締役、執行役員及びグループ経営会社の各種業務を所管する部門は、それぞれ当社子会社と連携強化を図るとともに、業務内容・経営内容を的確に把握するため、月次業績会議及び月次生産会議等での定期報告の他、必要に応じて適宜報告や書類等の提出を求めています。

6、 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 管理部門が監査役の必要とする事務及び情報提供などについて要請に応じて監査役を補助しております。
- (2) 監査役の補助業務について、取締役は一切不当な制約を行わず、監査役は補助業務が円滑に行われるための働きやすい環境の確保に努め、独立性についても充分留意しております。

7、 取締役及び執行役員又は使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告しております。
- (2) 監査役に報告をしたことを理由として、不利な取り扱いが行なわれることがないよう留意しております。

8、 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制及び通報者保護の体制

- (1) 監査役は当社及び当社子会社について、3Q6Sを含め書面及び実査による監査を実施しております。
- (2) 経営管理監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果について報告を行っております。
- (3) 監査役に報告をしたことを理由として、不利な取り扱いが行われることがないよう留意しております。

**9、 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の
当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社監査役は、監査計画により、監査費用の予算を立案し、監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有します。緊急又は臨時に支出した費用については、前払いを受ける又は事後、会社に償還を請求することができるようにしております。

10、 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、マネジメントと意見交換を実施しております。
- (2) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携しております。
- (3) 監査役は、経営会議その他の重要会議に出席し、必要に応じて取締役使用人とコミュニケーションの場を持っております。
- (4) 監査役は、定期的に監査活動の状況の報告を取締役会に行っております。

事業報告の記載金額は、いずれも表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

単位：千円
単位未満切捨

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,205,392	流 動 負 債	7,303,889
現 金 及 び 預 金	501,213	支 払 手 形	43,485
関 係 会 社 預 け 金	2,480,491	電 子 記 録 債 務	1,345,786
電 子 記 録 債 権	601,620	買 掛 金	2,786,175
売 掛 金	4,977,104	リ ー ス 債 務	1,518
商 品 及 び 製 品	921,741	未 払 金	2,323,535
仕 掛 品	2,585,654	未 払 費 用	118,280
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	456,041	未 払 法 人 税 等	18,866
前 払 費 用	66,840	預 り 金	21,713
未 収 入 金	583,715	前 受 収 益	1,751
未 収 消 費 税 等	30,568	賞 与 引 当 金	438,844
そ の 他	400	製 品 保 証 引 当 金	203,931
固 定 資 産	7,533,040	固 定 負 債	71,503
有形固定資産	2,988,413	リ ー ス 債 務	1,404
建 物	728,797	製 品 保 証 引 当 金	58,815
構 築 物	5,315	資 産 除 去 債 務	6,516
機 械 及 び 装 置	357,632	そ の 他	4,766
車 両 運 搬 具	11,053		
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	157,115	負 債 合 計	7,375,392
土 地	1,578,482	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	2,708	株 主 資 本	13,363,040
建 設 仮 勘 定	147,308	資 本 金	1,950,000
無形固定資産	158,306	資本剰余金	1,650,000
ソ フ ト ウ ェ ア	156,480	資 本 準 備 金	1,650,000
そ の 他	1,825	利益剰余金	9,763,040
投資その他の資産	4,386,320	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,763,040
関 係 会 社 株 式	2,847,563	別 途 積 立 金	2,000,000
関 係 会 社 出 資 金	964,465	繰 越 利 益 剰 余 金	7,763,040
前 払 年 金 費 用	563,793		
そ の 他	10,497	純 資 産 合 計	13,363,040
資 産 合 計	20,738,432	負債及び純資産合計	20,738,432

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

単位：千円
単位未満切捨

科 目	金 額	
売 上 高		23,690,851
売 上 原 価		19,102,476
売 上 総 利 益		4,588,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,632,582
営 業 損 失		△ 44,207
営 業 外 収 益		
又 [㍻] 取 利 息	1,761	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	21,875	23,637
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	105	
寄 付 金	1,500	
為 替 差 損	49,828	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	96	51,530
経 常 損 失		△ 72,101
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	25	25
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	664	
固 定 資 産 廃 却 損	0	
固 定 資 産 減 損 損 失	92	757
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 72,833
法人税、住民税及び事業税	23,847	
法 人 税 等 調 整 額	281,046	304,893
当 期 純 損 失		△ 377,726

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

単位：千円
単位未満切捨

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,950,000	1,650,000	2,000,000	10,667,967	12,667,967	16,267,967	16,267,967
当期変動額							
剰余金の配当				△ 2,527,200	△ 2,527,200	△ 2,527,200	△ 2,527,200
当期純利益				△ 377,726	△ 377,726	△ 377,726	△ 377,726
当期変動額合計	—	—	—	△ 2,904,926	△ 2,904,926	△ 2,904,926	△ 2,904,926
当期末残高	1,950,000	1,650,000	2,000,000	7,763,040	9,763,040	13,363,040	13,363,040

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式について移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。

①有形固定資産（リース資産を除く）

イ.建物（建物附属設備を除く）は定額法

ロ.その他は定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物は定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）は定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しておりますので、前払年金費用として投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、得意先との部品取引基本契約書に基づき、次の見積額の合計額を計上しております。

イ. 過去の補修実績に将来の見込額を加味した無償補修対象期間内の費用見
積額

ロ. 特別の無償補修費用を個別に算出した見積額

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,725,281 千円です。

(2) 有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,374,411 千円

短期金銭債務 1,594,943 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 8,717,795 千円

仕 入 高 8,558,073 千円

営業取引以外の取引高 4,792 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 72,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月14 日定時株主総会	普通 株式	1,562,400 千円	利益 剰余金	21,700 円	2018年3月31日	2018年6月15日
2018年11月05 日取締役会	普通 株式	964,800 千円	利益 剰余金	13,400 円	2018年11月05日	2018年11月06日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月12 日定時株主総会	普通 株式	921,600 千円	利益 剰余金	12,800 円	2019年3月31日	2019年6月13日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(繰延税金資産)

棚卸資産加算額（試験研究費）	60,467 千円
棚卸資産評価損	111,483 千円
減価償却費	89,153 千円
製品保証引当金	80,139 千円
未払賞与	121,103 千円
繰越欠損金	24,945 千円
未払事業税	12,478 千円
その他	<u>2,281 千円</u>
評価性引当額	<u>△330,093 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>171,956 千円</u>

(繰延税金負債)

前払年金費用	<u>△171,956 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△171,956 千円</u>

差引：繰延税金資産の純額 0 千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については日本電産グループ内 CMS（キャッシュマネジメントシステム）による方針ですが、現在借入は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の期日及び残高を管理しております。

なお、その一部には、外貨建債権があり、為替の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	501, 213	501, 213	-
(2) 関係会社預け金	2, 480, 491	2, 480, 491	-
(3) 電子記録債権	601, 620	601, 620	-
(4) 売掛金	4, 977, 104	4, 977, 104	-
(5) 支払手形	(43, 485)	(43, 485)	-
(6) 電子記録債務	(1, 345, 786)	(1, 345, 786)	-
(7) 買掛金	(2, 786, 175)	(2, 786, 175)	-
(8) 未払金	(2, 323, 535)	(2, 323, 535)	-
(9) 未払法人税等	(18, 866)	(18, 866)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 関係会社預け金、(3) 電子記録債権、
(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 支払手形、(6) 電子記録債務、(7) 買掛金、(8) 未払金、並びに
(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 関係会社株式及び関係会社出資金（貸借対照表計上額 それぞれ 2, 847, 563 千円及び 964, 465 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 1	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本電産株式会社	(被所有) 直接95% 間接 5%	資金の預託 役員の兼任	CMS取引 (注) 2	△ 1,679,382	関係会社 預け金	2,480,491
				製品・部品・設備の売上 (注) 3	691,869	売掛金	624,203
子会社	Nidec Elesys Americas Corporation	(所有) 直接100%	製品等の販売 役員の兼任	ロイヤリティの売上 (注) 3	2,041,363	売掛金	448,027
子会社	尼得科艾萊希斯電子(中山)有限公司	(所有) 直接100%	製品等の販売 役員の兼任	製品・部品・設備の売上 (注) 3	2,086,734	売掛金	487,625
子会社	Nidec Elesys (Thailand) Co., Ltd.	(所有) 直接100%	製品等の販売	製品・部品・設備の売上 (注) 3	1,760,921	売掛金	239,346
			製品等の購入 役員の兼任	製品の仕入 (注) 3	6,487,768	買掛金	1,104,218
子会社	尼得科艾萊希斯電子(浙江)有限公司	(所有) 直接25%	製品等の販売 役員の兼任	製品・部品・設備の売上 (注) 3	502,865	売掛金	461,088

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 当社は、日本電産株式会社が導入しているCMS(キャッシュマネジメントシステム)に参加しており、CMS取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。

(注) 3. 価格その他の取引条件は、他の取引先と同様に交渉の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	185,597 円 78 銭
1株当たり当期純損失	△5,246 円 21 銭

会計監査人の計算書類並びにその附属明細書に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

日本電産エレシス株式会社
取締役会 御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

指定社員 公認会計士
業務執行社員

齋藤 勝彦
山平 剛

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電産エレシス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 各監査役は、監査役会議で定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を受け、子会社責任者と意思疎通及び情報の交換を図りました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

日本電産エレシス株式会社

常勤監査役

島 田 欽 也



監査役

平 山 雅 也

